

『戦後職業訓練関係資料集』上巻正誤表

ページ	段	行	誤	正
(7)	上	19	訓練の現況と問題点	訓練の現況と 展望 と問題点
(8)	上	11-2	職業補導所と江東及び八王子総合職業補導所は独立したり、東京都に移管されている〔三一五九〕。	職業補導所は独立した。(八王子総合職業補導所は 昭和34年に東京都と交換 、江東総合職業補導所は 昭和39年に東京都に移管される 。)
(9)	下	13-4	「補導員」を設置して監督者訓練の推進であった。	設置した「補導員」により監督者訓練の推進を始めた 。
(10)	下	3	関連項目にも出典を付した。	関連項目にも出典を付した。 ただし、法令では簡略化した名称もある 。
(10)	下	7	資料索引は掲載した	資料索引は 法令を除き 掲載した
(11)	上	後3	「職業訓練の新分野」	「 職業補導 の新分野」
(11)	上	後3	ことが、「職業訓練」の最初の使用と言える	(削除)
(11)	上	後2	職業訓練の一分野	職業補導 の一分野
(11)	上	後1	「職業訓練」の用語	「 職業補導 」の用語
(16)	下	12-13	各種 学校を公共職業補導所として認定することを明確にした〔五一――二〕。	文部省所管の 学校を公共職業補導所として認定することを明確にした〔五一二――二〕。
(23)	下	15	『職業訓練発展史(戦後編)』	『 日本 職業訓練発展史(戦後編)』
(24)	上	13	米 国教育使節団報告書	合衆 国教育使節団報告書
(24)	上	後6	労使協議会雇用部会	労使協議会雇用部会 の結論
(24)	下	2	人口と失業対策について	諮問(失業対策委員会)
(24)	下	6	知識階級失業者救済のための具体的方策	答申(イ)諮問(ロ)に対する答申)
(24)	下	8	労働条件の基準に関する法律案	労働保護法案の起草について
(24)	下	13	労働基準法の説明	労働基準法に関する 国会(衆議院)説明
(24)	下	14	労働基準法の説明	労働基準法に関する 国会(衆議院委員会)説明
(24)	下	15	中小工業振興大作要綱に対する意見	希望条件(貴族院)
(24)	下	後10	職業補導施設の拡充に関する事項	職業補導施設の拡充に関する事項 (案)
(24)	下	後8	職業安定法の提案理由	職業安定法案 説明
(25)	上	3	失業対策としてとるべき当面の方策について意見を求める	諮問第1号(失業対策審議会へ)
(25)	上	13	労働関係法令の再検討	労働関係法令 改廃要綱
(25)	上	後2	職業訓練の現況と問題点	職業訓練の現況と 展望 と問題点
(25)	下	2	公共事業による失業者吸収措置	公共事業 等 による失業者吸収措置
(25)	下	後3	職業訓練の現況と問題点	職業訓練の 現状 と問題点
(26)	上	1	職業訓練制度の確立について	職業訓練制度の確立に関する 答申
(26)	下	後3	総合職業補導所、共同作業所 の設置	失業保険施設 の設置
(27)	上	9&10	労働福祉事業団が管理する失業保険施設を定める政令 中改正	労働福祉事業団が管理する失業保険施設を定める政令
(27)	下	14	技能者養成規程に基き教習事項に関する件	教習事項に関する 告示
(27)	下	16	(抜け)	〔4-3-6〕 技能者養成指導員資格検定規則中改正
(27)	下	後7	技能者養成規程に基づき 、教習事項の基準	教習事項の 基準
(27)	下	16	技能者養成指導員資格検定規則	技能者養成規程の一部を改正する 省令
(28)	上	2	技能者養成規程第一三条の規定に基き教習事項に関する 件中改正	教習事項の一部を改正する 告示
(28)	上	7	技能者養成規程第一四条の規定に基き、教習事項の 基準を定める件	教習事項の 基準の制定
3	上	4	『憲法』	(削除)
33	下	後3	失業対策として急速措置すべき事項に関する意見	失業対策トシテ急速措置スベキ事項ニ関スル意見
40	下	後2	(イ)諮問(ロ)に対する答申	答申(イ)諮問(ロ)に対する答申)
84	下	後10	職業訓練の現況と問題点	職業訓練の現況と 展望 と問題点
122	上	13	職業訓練の現状と問題	職業訓練の 現状 と問題点
124	上	14	諮問第1号に対する答申	第1号答申(雇用審議会)
187	下	15	受けて必要な	受けて、 必要な
		後8	物品「以下	物品(以下
		後7	出資の日	出資の日

187		後5	事項は政令で	事項は、政令で
		後3	事業団 は政令に	事業団は、政令に
		後2	登記の後で	登記の、後で
		後1	ことはできない。	ことができない。
188	上	12	理事長は事業団を代表しその	理事長は、事業団を代表し、その
		13	ところにより理事長を	ところにより、理事長を
		19	理事は理事長が	理事は、理事長が
		21	役員の任期は前任者の	役員の任期は、前任者の
		後8	該当する者は役員と	該当する者は、役員と
		後6	議員または地方公共団体の	議員又は地方公共団体の
	下	3	役員の任期	役員の解任
		13	役員の兼務禁止	役員の兼職禁止
		後7	罰則の適用	罰則の適用
		後2～1	〔保険施設の種類〕	(削除)
189	上	2～3	〔福祉施設〕	(削除)
		後11	完結したけ	完結しなけ
		後3	意見者を添付	意見書を添付
190	上	20～21	〔公務員から都道府県又は特別区の職員となった者の恩給取扱〕	(削除)
		後8	既定を準用するとは、	既定を準用するときは、
	下	7	ついては、恩給法第六十四条	ついで恩給法第六十四条
		17～19	第四条第二項〔資本金増加の認可〕、第二十条第一項〔業務方法書の認可〕、第二十二條〔予算等の認可〕第二十六條第一項〔一時借入金の認可〕、第二十九條〔財産処分等の制限〕又は第三十條〔規程の認可〕の規定	第四条第二項、第二十条第一項、第二十二條第二十六條第一項、第二十九條又は第三十條の規定
191	上	2	〔登記義務〕	(削除)
		3	〔業務の範囲〕	(削除)
		4	〔余裕金の運用〕	(削除)
		5	〔監督上の命令〕	(削除)
		7	〔報告及び検査〕	(削除)
		9	〔名称の使用制限〕	(削除)
		15	〔役員の任命〕	(削除)
		後2	〔業務の範囲〕	(削除)
	下	6	〔土地等の価額〕	(削除)
		6	〔評価委員等についての政令委任〕	(削除)
		9	〔事業年度〕	(削除)
		後14	〔資本金〕	(削除)
192	上	14	労働福祉事業団が労働福祉事業団法	労働福祉事業団が労働福祉事業団法
		15	保存の登記（印紙税法の改正）	保存の登記
		17	第五条第六号ノ次に	第五条第六号ノ十一の次に
	下	後13	一三の二	十三の二
		後12	監督を行う事。	監督を行うこと。
193	下	後3	労働福祉事業団法監理官監督規程	労働福祉事業団監理官監督規程
195	上	1～	〔三一六〇〕の全部	(資料の全部を次ページ最下部のように訂正する)
195	上	後3下表	道総合職業補導所	総合職業補導所
215	上	8	委員会は、三箇月に一回以上	委員会は、三箇月に一回以上
216	上	後4	第一十六條	第二十六條
216～219			(「職業安定法施行規則」の各条の2～9の) 項番号	(削消)
225	下	8	ついて、差別的	ついて、男子と差別的
227	下	12	使用者は、	使用者は、
228	上	14	(徒弟の禁止)	(徒弟の弊害排除)
229	下	後13	基づいて	基いて
230	上	5	(追加)	九 締結の年月日

230	下	後16	別表第3	別表第三
		後12	学歴または	学歴又は
		後1	使用者に変わって	使用者に代って
231	上	後6	契約書を添付	契約書の写を添付
232	下	1	技能者養成規定の一部改正	技能者養成規程の一部改正
293	上	9	教習事項の基準の改正	教習事項の基準の制定
309	下後1 ～下3		失業保険福祉施設〇〇総合職業補導所	失業保険福祉施設〇〇総合職業訓練所
310				
310	上	16	失業保険福祉施設永野総合職業補導所	失業保険福祉施設長野総合職業訓練所

195ページ〔三一六〇〕政令第314号の訂正資料

労働福祉事業団が管理する失業保険の福祉施設を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、労働福祉事業団法（昭和三十二年法律第二百二十八号）第十九条第一項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

労働福祉事業団が管理する失業保険の福祉施設を定める政令（昭和三十二年政令第三百一号）の一部を次のように改正する。

第一号の表中

失業保険福祉施設群馬総合職業補導所	高崎市
-------------------	-----

を

失業保険福祉施設群馬総合職業補導所	高崎市
失業保険福祉施設埼玉総合職業補導所	浦和市
失業保険福祉施設千葉総合職業補導所	千葉市
失業保険福祉施設新潟総合職業補導所	長岡市

に、

「失業保険福祉施設広島総合職業補導所」を

失業保険福祉施設広島総合職業補導所	広島市
失業保険福祉施設山口総合職業補導所	山口市
失業保険福祉施設香川総合職業補導所	高松市

に、改める。

附則

この政令は、公布の日から施行する。